

(日本語学校入学より技能実習生へ)

私がネパールでボランティアをしている日本語学校の学生は、すべて日本の日本語学校に入学するための学生であった。私がお世話になっている日本人向け旅行会社が、コロナ以降、日本人旅行者が減少した為、昨年から日本語学校(タロウ日本語学校)も始めた。そのため、私は昨年からこの学校の手伝いをしている。昨年は6名の学生相手に、日本語学校入学の準備をした。しかし、今回は、9人の学生は全員が技能実習生の日本語習得のために入学していた。この様変わりの理由は、ネパールでの若者の就職難が深刻で(失業率11.1%世界銀調べ)、すぐにでも働きたい事情がある。日本の日本語学校は、年間授業料が100万円程で、2年間の就学。アルバイトも1日4時間、週28時間と決められており、自分の生活費を稼ぐのが精いっぱいである。これだけの教育費を出せる家庭はほぼない。日本での就職をあてに借錢するのである。

資格別労働者比率

2024.10 現在	労働者数	特定技能	技能実習	留学
全体	2,302,587	9.0	20.4	13.5
ベトナム	570,708	15.9	39.1	14.1
ネパール	187,657	3.0	1.7	47.0
インドネシア	169,539	25.8	55.2	3.7

図3 国籍別外国人労働者の割合



(注) 留学生も労働者に算入される。(厚生労働省WEB参照)

しかし、ネパールでの生活の厳しさから、若者は外国への出稼ぎで家族を支えるのが普通になっている。行先は中東、東南アジア、日本、韓国、オーストラリア、カナダなど広範囲である。こうした不満が2025年9月の‘Z運動’に繋がっていると思われる。(前号HP参照)

日本に行った技能実習生から「給料明細」がタロウ日本語学校に送られてきた。疑問点を教えて欲しいとのことだった。私はそれを教材に、基本給が最低賃金制度に依存していること、各種保険制度による引去りの状況などを説明した。日本語学校の内容がこれまでと違って、日本の仕事と直結していることを感じた。なお、学生と言っても働きながらの学生なので、給料を聞くと、

Company Name Salary Slip for Oct 2022	
Name	Department
Emp. No	Bank Name
Designation	A/c No.
Earnings	Deductions
Basic Salary	25200
House Rent Allowances	9408
Conveyance Allowances	1493
Medical Allowances	1167
Special Allowances	18732
Gross Salary	56000
Net Pay	53500
Three Thousand Five Hundred	



25,000/月とのこと。ネパールのサンプル給料明細のとおり、労働保険などがなく、これが平均的なので、共働きしないと生活できない状態であること。

本来、こうした技能実習生からの相談はまずその企業に、次に日本で企業を斡旋した管理団体・協同組合にすべきであるが、言葉の不安からネパールの人材派遣会社でもなく、当学校への相談となったようだ。

カトマンズの日本語学校の看板であるが、2018年の写真（当会HP201812月号）と今回2025年12月の写真を比べると「STUDY IN JAPAN」の看板が激減しているように、日本語学校への入学募集が減っていることを示している。



(ネパール人材派遣会社)

タロウ日本語学校が仕事を請け負っている人材派遣会社を訪れ、様子を聞いた。社長は20年の経験があり、2022年に会社を立ち上げ、スタッフ7名くらいで事業を始めている。今年は500人位を、主にマレーシア、あとはドバイなどの中東に派遣している。賃金は安いので5万Rsしか仕送りできないが、インド系の会社で働くので、言葉の問題がない。また、住宅、食事なども充実している。しかし、日本で働けば10万は仕送りできるが、3人位の共同生活が前提で、言葉に課題がある。ただし、日本語の学習環境は整ってきており、その気になればN4の資格（特定技能の要件）も難しくないので、技能実習生への希望者が急増している。

ネパールの人材派遣会社は日本企業の求人数の3倍の候補者を推薦する必要があるので、面接などで忙しい。日本の管理団体との窓口と日本語研修は、タロウ日本語学校に委託している。なお、日本への希望者が急増しているため、大使館のビザ発行を代行するVFS代理店は、フロアを拡張したが、追いつかないで、来年の2月には別の所に引越し予定のこと。



なお、日本の経済界にとって、技能実習生の受け入れには、実習生の受入・管理を行う管理団体（協同組合など）への費用がかさむため、現地の派遣会社と直接交渉が出来、しかも管理費の軽減が出来る特定技能制度への移行を進めている。

(インドネシア技能実習生)

帰路のバンコックでの乗り換え時、インドネシアと日本の国旗のマークを付けた7名の一一行に出会ったので話しかけた。彼らは技能実習生として大阪にある研修センターに行くとのこと（技能実習生の1か月事前研修）。出身は主にスマトラ島で仕事の内容はとび職が4名、鉄筋工、溶接工だった。日本語は3か月間勉強したことだったが、日本語の初級N5には及ばないレベルだった。この日本語能力で日本に行っても、同僚同士の職場と生活環境の中では日本語が上達しないのは明らかである。彼らの今後が心配であるが、これが、日本企業の募集する外国人労働者の実態だろう。なお、タロウ日本語学校では6ヶ月研修とN5の試験合格を最低ラインとしている。



日本政府のこれまでの外国人労働者確保の方針は、在留資格の「専門的、技術的分野」のほかに、後進国への技術移転を目的とした技能実習生や日本語学校留学生による週28時間労働者の確保が大きな柱だった。しかし、技能実習制度では帰国前提のため、在留期間が5年、転職が出来ない、家族同伴が出来ないなどの問題もあり、「特定技能制度」が2019年に導入され、在留期間の延長、家族同伴への道も一部開けた。従って、技能実習制度も2027年には「育成就労制度」に改変される予定である。しかし、基本的に、低賃金で転職しやすく、彼らを保護する機関も実質的になくすものとなっている。いわば、日本政府が進めてきた非正規の増大をベースにした低賃金労働者の流動化政策の外国人版と言える。

前述の「給料明細書」に見られるように、最低賃金で人材確保をしながら、日本経済を底から支えている外国人労働者を排斥する動きは、人権を認めない不条理な対応であるとしか言いようがない。私は、基本的人権保護を基調とする日本国憲法を生かす活動の一環として、外国人との共生できる社会をめざすべきだと考えている。